

145
145



始



26.10.15

3/21
夕

145
145

大正十五年八月廿三日

(紀
五
號
要)

文學博士大矢透君報告

假名の研究

財團法人啓明會

財團法人啓明會紀要

- 第一號 理學博士 岡村金太郎君 編〔往來物目錄〕
- 第二號 文學博士 矢吹慶輝君 編〔英國博物館所藏スタイン寫本寫真帖〕
- 第三號 法學士 木村増太郎君報告〔支那財政ノ真相ト其革新策ニ就テ〕
- 第四號 法學士 木村増太郎君報告〔支那ノ關稅改正問題〕特別關稅會議ト其對策
- 第五號 文學博士 大矢透君報告〔假名の研究〕

序

假名の調査は國字問題としても、國語問題としても、頗る重要な事項なり。大矢氏は多年本調査に従ひ、大正八年以來本會援助の下に之を繼續し、假名の字體、假名遣及字音の沿革等を研究し、其間一時居を奈良に移し、正倉院所藏の古寫本に付詳細なる調査を遂げられたり。而して既に假名沿革資料として「十輪經元慶點」外二卷を出版し、唐寫四分律古點「外四卷を脱稿し、此等の資料に基き、多年調査の要點を摘録せるもの即ち本書なり。一覽以て同氏研究の概要を知ることを得甚だ益なることを認め、茲に版に附して研究者の參考に資せんとす。因に氏は本研

大正十五年七月

財團法人 啓明會

今寄贈本

大正 15. 8. 25 寄贈

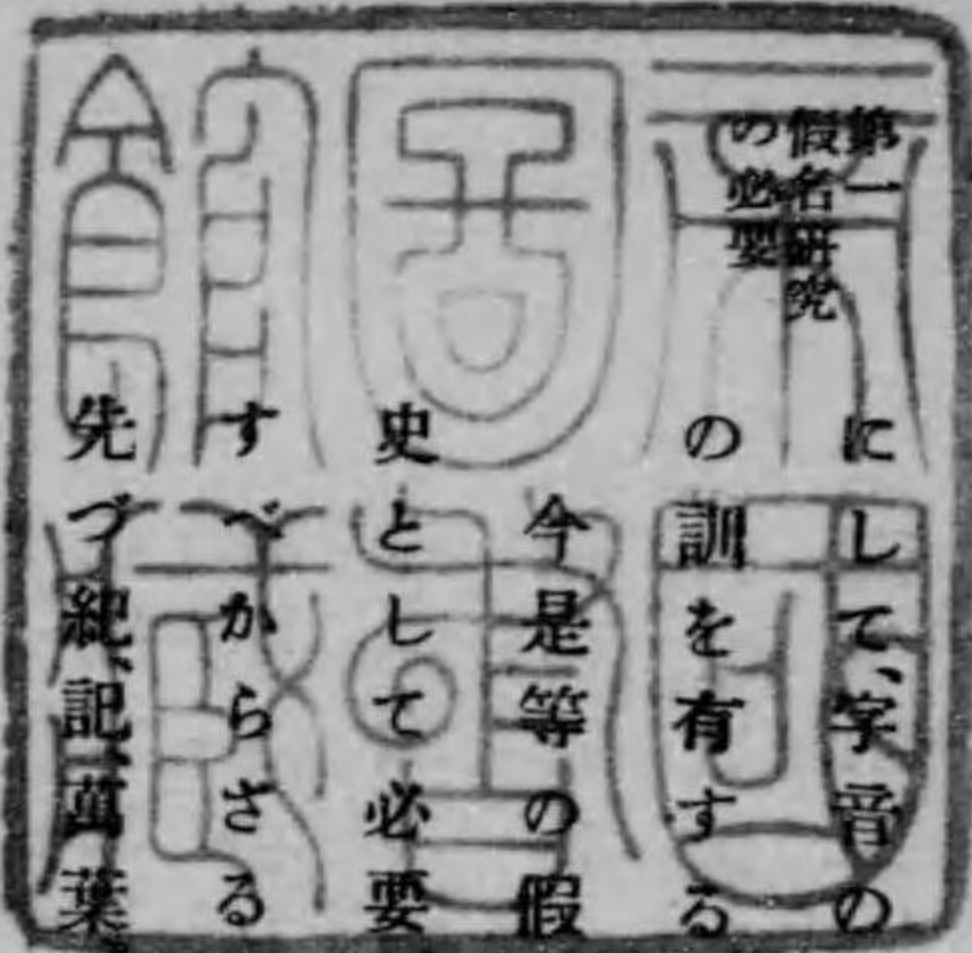
目次

- 第一 假名研究の必要……………一
- 第二 研究の發端……………一
- 第三 漢音にも吳音にもあらぬ古假名……………一
- 第四 古假名と周代古書の韻との比較……………一
- 第五 古假名は周代古音にして周代古音は支那に傳らずして
我が國に遺れり……………一三
- 第六 假名研究に對する韻鏡の必要……………一五
- 第七 内外轉の分別と四等位の差異……………一六
- 第八 アヤ二行のエの分別……………一九
- 第九 伊呂波歌は空海の作に非ず……………三七
- 第十 止川等の漢吳音サ行の音の漢字を假名にてタ行の音に呼ぶ理由……………三八
- 第十一 反切の始は魏孫炎に非ず……………四〇
- 第十二 概括……………四二

以上

假名の研究

大矢透



假名とは我が國固有の言語を記すに、漢字の音訓を其の意義に拘らず假借せるものにして、字音のそのまゝ用ゐらるゝ文字、若くは音尾を省きて用ゐらるゝ文字、又は一音の訓を有する文字を選び、すべて一の漢字を我が單音に當てたるものなり。

今是等の假名に對して、其の起原、由來、變遷の迹等を觀察するに、國字其のもの、發達史として必要缺くまじきのみかは、是もて記されたる國語の史的研究上一日も忽せに先づ紀、記、葉、風、土、記、物語の類は勿論、特に廣く古經卷の傍訓あるものを通覽すること

を力めたりき。さるが中に目に留れるものは、紀記を始め、その他の古書ども、殊に推古期に於ける金石の銘文中なる、漢音にも吳音にもあらぬものにして、即ち天命中、筑前志賀島より掘出せる漢委奴國王印なる、ヤマトの倭を委に作れるものより、推古期の諸碑銘等に最も多く、其の以外後代の今日にまで知らず識らず用ゐらるゝ、真假名中にも、普

第三
漢音にも
吳音にも
あらぬ
古
假名

第二
端
研究の
發

通の假名の如く、漢吳音の音尾を省けるまゝにては音を爲さざるものあることは是なり。

そは例へば、元興寺露盤銘に、其の左側に「印を附したるが如く、
大和國、天皇斯歸斯麻宮治、天下名阿米久爾意斯波羅支比里爾波彌己等世奉仕
巷宜名伊奈米大臣百濟國正明王上啓云萬法之中佛法最上也是以天皇并大
臣聞食之宜善哉則受佛法造立倭國然天皇大臣等受報業盡故天皇之女佐久
羅韋等由良宮治天下名等彌居加斯支夜比彌乃彌己等乃甥名有麻移刀等已
刀彌彌乃彌己等時奉仕巷宜名有麻子大臣爲領及諸臣等讚云魏魏乎善
哉善哉造立佛法父天皇父大臣也即發非心誓願十方諸佛化度衆生國家
大平敬造立塔廟緣此福力天皇大臣乃諸臣等過去七世父母廣及六道
四生衆生處處十方淨土以下

天壽國曼荼羅帳銘に

斯歸斯麻宮治天下天皇名阿米久爾意斯波羅支比里爾波彌己等娶巷奇大臣名
伊奈米足尼女吉多斯比彌乃彌己等爲大后一生三名多至波奈等已比乃彌己等妹名
等彌居加斯支移比彌乃彌己等復娶大后弟名乎阿尼乃彌己等爲后生名孔部

間人、公主以下

上宮記逸文に、

上略此意富等王娶中斯和命生兒宇非王娶牟義都國造名伊自牟良君女子名
久留比彌命生兒汗斯王娶伊久牟尼利比古大王生兒伊波都久和希兒伊波己里
和氣兒麻和加介兒阿加波智君兒乎波智君娶余奴臣祖名阿那爾比彌一生兒都奴
牟斯君妹布利比彌命也

稱徳天皇天平神護元年冬十月の詔詞續紀二十六卷、歷朝
詔詞解第四十二詔

上略可久波阿禮猶朕我敬報末川和佐此乃位冠乎授末川良勅御命乎諸聞食
止宣下略

萬葉集卷十八、大伴家持天平感寶元年閏五月の作に、

上略多豆我奈久奈吳江能須氣能中略我末川君我下略
など見えたるが如く、押を意斯廣庭を比里爾波蘇我を巷宜巷奇豊を等馬子を有明子、
橘を多至波奈、厩戸を有麻移刀と爲し、又後代まで用ゐ慣れて、さばかり人に注意せられ
ざれど、敬報末川和佐の川止の如く、漢吳音にては「サ」行の音なるを、タ行の音に當つ

るもの、其の外神代紀の伊弉諾伊弉册の諾册神武紀の于麻譬苔の苔應神紀の直支王の直支仁德紀の以波比茂等倍離の倍虚々呂波望閉耐の耐姓氏録の伊福部の福阿救連の救英多真人の英出雲風土記の剡屋池の剡延喜式の神名興台産靈の台地名にては、備前の物理郷の理肥後菊池郡の菊丹後の講叡郷の謁但馬の美含郡の含河内の威玖郡の威越前教賀の敦甲斐の等力の力相模の餘綾郡の綾など皆同類の音なるが如し。

是等の音に對しては、從來學者の説無きにあらざりしも、僅かに漢吳音の轉用ならずば、古韓音なるべしと爲して、歇めるのみなりき。さるに余假名の研究に著手せる當初、熟と惟らく、假名は漢字なる以上、之を研究せんには、須らく、先づ大體なりとも、漢字の成立を知らざるべからずと、乃ち説文に就きて稍と文字の構成を會得するに至れり。されども他の事は言ふを要せず、唯と文字は其の單複に拘らず、之を構成する文母を同じくするものは、皆韻を同じくすといふことだに知らば足れりとす。例へば、大雅、生民、鳧鷖二章に、

鳧鷖左沙 公尸來燕來宜 爾酒既多 爾殽既嘉 公尸燕飲、福祿來爲
とありて、沙宜多嘉爲と相ひ韻したり。かくては、現代の漢吳音のアとイとの韻の、一韻

となれるにて、韻法に合はず。されども、宜は、説文第七篇、宜字を見るに、

宜所安也从宀之下一上一一猶地也多省聲也古文宜室亦文宜

と見えて、宀と一との二文の間、多字の省かれたる々の文母の聲、即ち韻なりといふ意なり。此の字、廣韻には魚羈切ギとなりたれども、製字時代は勿論、是に近き漢初以前に在りては、宜は多によりて韻を爲せるを以て、右の如く沙多等と一韻となれるなり。尙末句に爲字あるが爲めに、こは多嘉を隔て、宜爲と相ひ韻せるものなりとも思はれぬにあらねど、國風、鳧鷖首章に、

有兎爰々維于羅 我生之初尙無爲 我生之後逢此百罹 尙寐無吡

の如く羅爲羅吡と相ひ韻せるにて、其の然らざるを知るべきなり。詩經に於いて多宜は同聲母なるが故に、一韻となれりとするときは、我が國に於ける古假名の中に、移修ありて、之を普通の假名の如く、漢吳音のイシと呼ばで、ヤタに充てたるものは、宜と同じく多を聲母とせるに因るもの、如し。仍て小雅、巷伯二章に、

哆兮 修兮
あり。楚辭、漁父に、

第四假名と
古代名と
周代古書
の韻と
比較

六
渙父曰聖人不凝滯於物而能與世推移。世人皆濁何不泥其泥而揚其波。飛人皆醉何不鋪其糟而歎其醪。何故深思高舉自令放爲。

とあると併せ考ふれば、宜爲移修をカ、ワ、ヤ、タとア韻に呼べることを知るべし。かくて我が古假名の音の、周代古韻と一致せるには、先づ胸躍りぬ。されど是のみにては確かには定め兼ねぬれば、尙、古典及び姓氏地名等に漢吳音イアイの韻なるをオ韻に呼ぶ止己里矣意臺等の文字若くは、その聲母とせるを押用したる詩經の實例を大略一字につき一二を示さんに、

綠兮絲兮、女所治兮、我思古人、俾無訖兮。國風綠衣四章
大夫君子、無我有尤、百爾所思、不如我所之。載聽四章
盧重鋤、其人美且偲。盧令三章
鶉鳴在桑、其子在梅、淑人君子、其帶伊絲、其帶伊絲、其弁伊騏。鶉鳴三章
南山有臺、北山有萊、樂只君子、邦家之基、萬有期。小雅南山有臺首章
有騏有騏、有騏有騏、以車伋々、思無期、思馬斯才。頌廟二章
以上平聲

知而不已、誰昔然矣。英門首章
翻々者雝、載飛載止、集于苞祀、王事靡盬、不遑將母。小雅四章
我服既成、于三十里、王于出征、以佐天子。六日二章
吉甫燕喜、既多受祉、來歸自鎬、我行永久、飲御諸友、兪鱉膾鯉、侯誰在矣、張

仲孝友。吉日三章
瞻彼中原、其祁孔有、儻々俟々、或羣或友、悉率左右以燕天子。四章
維曰于仕、孔棘且殆、云不可使、得罪于天下、亦云可使、怨及朋友。雨無止六章
陟彼北山、言來其祀、偕々士子、朝夕從事、王事靡盬、憂我父母。北山首章
今適南畝、或耘或耔、黍稷薿々、彼介攸止、烝我髦士。甫田首章
曾孫來止、以其婦子、饁彼南畝、田峻至喜、攘其左右、嘗其旨否、不易長畝、終

善且有、曾孫不怒、農夫克敏。三章
凡此飲酒、或醉或否、既立之監、或佐之史、彼醉不臧、不醉反恥、式勿從謂、無俾大怠。

賓之初筵四章
三爵不識、矧敢多又。賓之初筵五章
七

在洽之陽在渭之浹文王嘉止大邦有子大雅明四章

迺慰迺止迺左迺右迺疆迺理迺宜迺畝自西徂東周爰執事詩四章

早既大甚散無友紀鞫哉庶正疚哉冢宰趣馬師氏膨夫左右靡人不周無不能止

瞻印吳天云如何里七章

無曰予小子召公是似肇敏戎公用錫爾祉四章

魯侯燕喜令妻壽母宜大夫庶士邦國是有既多受祉黃髮兒齒八章

邦畿千里維民所止肇域彼四海四章

以上上聲

焉得諼草言樹之背願言思伯使我心悔國風伯

屢顧爾僕不輸爾載終諭絕險曾是不意小雅正

成不以富亦祗以異我行其野

匪教匪誨時維婦寺大雅瞻印

天何以刺何神不富舍爾介狄維子胥忘五章

以上去聲

坎々伐輻兮寘之河之側兮河水清且直猗不稼不穡胡取禾三百億兮不狩不

獵胡瞻爾庭有縣特兮彼坎々伐輻兮寘之河之側兮國風伐

羔羊之革素絲五緘委蛇委蛇自公退食羔羊

神之弔矣詒爾多福民之質矣日月飲食羣黎百姓遍爲爾德小雅天

六月樓々戎車既飭四牡騤々載是常服獵狁孔熾我是以急王子出征以匡王國

六月

如跂斯翼如矢斯棘如鳥斯革斯千

瞻彼阪田有苑其特天之抗我如不我克彼求我則如不或得執我仇々亦不我力

正月

申伯之德柔惠且直此萬邦聞于四國崧高

葛生蒙棘藪蔓于域予美亡此誰與獨息葛生

以上入聲

概略右の如し。而して、前のア韻周代古音考にの例と同じく、聲母の同一なるものは、皆同韻なること勿論なり。今毎句末の韻字の聲母の同じきもの二字以上有るを、列舉

一〇
すれば左の如し。但し□を施したるは、用例の見出し難きものなり。

- (一) 止。社。齒。
- (二) 之。以。臺。寺。特。史。之。省。吏。使。事。吏。得。寺。古。文。見。に。从。ふ。
- (三) 己。忌。杞。
- (四) 已。以。似。
- (五) 母。敏。海。海。誨。誨。梅。
- (六) 里。裏。鯉。理。
- (七) 意。億。識。意。の。省。聲。ならん
- (八) 子。籽。
- (九) 富。幅。福。
- (十) 直。德。惠。
- (十一) 異。翼。
- (十二) 旨。治。殆。
- (十三) 其。基。期。騏。

- (十四) 思。偲。
- (十五) 才。哉。載。
- (十六) 友。右。有。
- (十七) 北。背。
- (十八) 尤。詵。
- (十九) 駮。怀。
- (二十) 則。側。
- (廿一) 國。域。緘。國。
- (廿二) 力。飭。

斯くして考ふれば、從來、訓なるトハムのトなるべく思へる止は、同聲母の社齒と、漢吳音オ韻なる母敵等と一韻を爲せること、前に挙げたる小雅四牡四章、北山首章、甫田首章に於いて見るが如し。抑も説文に聲といふは、文字を構成せる聲母の韻にして、頭音と四聲とに拘らざるものなるは右の各行を視て知るべきなり。されば今嘗みに(七)の行に於いて、去聲の意と入聲の億とに就き、入聲オクの音尾を省かば、オとなりて、即て去聲

一四
ち周代當時の音聲を聞くがまゝ、我が國の一音に當てたるものなるべしといへども、素より風土を異にし、發音の慣習を殊にする以上は、到底頭音の發音點より清濁輕重に至るまで、悉く同一なるを得可らざることは勿論ながら、古音の大體は今日に傳へたるものと見て大過無かるべきなり。爾かく、大體なりとも、周代の古音を今日に傳へたるは、實に我が國に於ける古假名以外他に有るまじきなり。尙言はゞ、製字當時の音韻は、本國なる支那には傳はらで、却て我が國に遺れるものなり。思ひてこゝに到れば歡喜措く能はず、幾と手の舞ひ、足の踏むところを知らざるばかりなり。是れ微力ながら、余は自ら奮ひて、假名研究を以て終生の事業と爲し、其の第一著に、假名源流考を著し、それを確證せんが爲めに、周代古音考を述べたる所以なり。而して其の殷周時代の古音が、如何にして我が國に傳はれるか、一考を俟たずして、直ちに聯想せらるゝは、周初殷、箕子を朝鮮に封じて臣と稱せざらしむといふことある是なり。憶ふに、此の時、箕子の直臣等は勿論箕子と心を同じくせるものゝ、之に隨へるも亦必ず少からざりしなるべく、其上、周末六國の亡ぶるや、燕國北方に在りて最も後れて亡びしため、其の臣民の多くは、朝鮮に流入せしかば、漢武が朝鮮を滅すに至るまで、其の古音を保持せしことならむ。而

して神功皇后の三韓征討以前、早くより我が國との往來絶えざりしことは、三國史記等に

倭人遣兵船百餘艘、揀海邊民戶發六部勁兵、以禦之などのこと度々見えたるにても、推知せらるゝなり。是にて我が國古音の傳來は、偶然に非るを知る可くこそ。

さて、右の如く、古假名に、支那古音の存することを發見せるに就きて、最も大きな助けを得たるは、韻鏡に在りとす。而も韻鏡は中古以後に成れるものと如くにして、其の原型は隋に於ける南北統一の時、韻書の國定を要せしより成れるものながら、猶古今一致の點少からざること、前に云へるが如く、其の第八轉の文字は、大體周代古音台部の文字なるにても知らるゝことなり。然るに韻鏡は從來之を研究せるもの少からずといへども、全部、明確に之を解釋し得たるは殆ど無くして、遂に人をして無用の長物として顧るものなきに到らしむるを奈何にせむ。而も假名は稀に古音を交へ、又他の異音とも覺ゆるもの無きに非れど、全部殆ど漢吳音に成れりと思はるゝに、其の漢音は韻鏡其の他の音圖に依らずば、到底正確に知得し、説明すること能はず。隨て吳音も亦此の音

第六假名研究
韻鏡對する
要領の必る

圖の比較によりて、其の音則を知るの便あり。されば、余は幸ひに少時より音韻の學を好み、聊か得たるところ無きにしもあらざりければ、こゝに於いて、力の及ぶ限り、之に關する種々の説を集め、音圖を蒐め、彼是比較研究の結果、音圖中最も不明なりし内外轉の分別と、四等位の差異とを解し得るに到れり。そは、内外轉は、諸音圖並びに諸家の立説同じからず。然るに、古來新舊の諸音圖比較の結果、正しく、各轉に分別せる音體音尾を省けるの發音口形の開合によりて分別せるものなることを知り、又等位は、清、戴震の聲韻考に

一、二、三、四等、列、一等、洪大、二等、次大、三、四等、俱細、而四、尤細、
といへる教へによりて、初めて發音の際の口形の、
○○○○

の如き差異あるを示すものなることを知り得たり。同時に此の等位といふものは、全く音圖の成れる切韻時代の字音即ち漢音に於ける發音上の眞韻にして、言はゞ音圖四十三轉、每轉每四聲の各十六等位、即ち十六韻、四十三轉、合せて六百九十六韻なることを知るに到れり。六百九十六韻斯くては、到底眞韻を以て詩賦等の韻脚とすることは不

可能のことに屬すれば、之を人功的に省略して二百六韻とはなせるなり。されば二百六韻は、全く同韻無きは勿論、近似にして互ひに相ひ紛るべき韻は斷じて有るまじきなり。然るに韻鏡第二十三轉に、

山	牙次清	音
寒	一	看 <small>カン</small> 塞 <small>サ</small>
刪	二	軒 <small>ケン</small> 益 <small>シ</small>
仙	三	愆 <small>ケン</small> 乾 <small>ケン</small>
先	四	牽 <small>ケン</small> 乾 <small>ケン</small>
旱	一	侃 <small>カン</small> 旱 <small>ハン</small>
潜	二	
獮	三	結 <small>ケツ</small> 放 <small>フ</small>
銑	四	鑿 <small>ケン</small> 齒 <small>シ</small>
翰	一	汗 <small>カン</small> 按 <small>ア</small>
諫	二	諫 <small>カン</small> 晏 <small>ヤ</small>
線	三	
霰	四	見 <small>ケン</small> 電 <small>デン</small>
曷	一	葛 <small>カク</small> 達 <small>ダ</small>
黠	二	戛 <small>カク</small> 點 <small>テン</small>
薛	三	揭 <small>ケツ</small> 列 <small>リ</small>
屑	四	結 <small>ケン</small> 屑 <small>シ</small>

同じく二十五轉に、

效	喉清	音
豪	一	鏗 <small>アウ</small> 刀 <small>トウ</small>
爻	二	顛 <small>アウ</small> 交 <small>キョウ</small>
宵	三	妖 <small>アウ</small> 喬 <small>キョウ</small>
蕭	四	妖 <small>アウ</small> 堯 <small>キョウ</small>
皓	一	禎 <small>アウ</small> 暗 <small>アン</small>
巧	二	拗 <small>アウ</small> 綾 <small>リョウ</small>
小	三	妖 <small>アウ</small> 兆 <small>キョウ</small>
篠	四	杏 <small>アウ</small> 皎 <small>キョウ</small>
號	一	奧 <small>アウ</small> 到 <small>トウ</small>
效	二	勑 <small>アウ</small> 効 <small>キョウ</small>
笑	三	
嘯	四	窈 <small>アウ</small> 叫 <small>キョウ</small>

とあるが如く、毎等に各々異なる韻頭を配記せるは、是れ毎等位各特別の韻にして、そが一々、二百六韻中なるそれらの韻と一致せるが故なるにても、各等位の忽せにすべから

ざるものなることを證すべく、又二百六韻中、或る一字の眞韻に當てたるものならざることは、第一轉に

通	一	牙次清 空 <small>こつ</small> 紅 <small>く</small>
	二	
	三	穹 <small>く</small> 宮 <small>く</small>
	四	
東	一	孔 <small>こつ</small> 廣 <small>く</small>
	二	
	三	
	四	
董	一	控 <small>く</small> 貢 <small>く</small>
	二	
	三	焔 <small>く</small> 仲 <small>く</small>
	四	
送	一	哭 <small>く</small> 谷 <small>く</small>
	二	
	三	
	四	
屋	一	
	二	麴 <small>く</small> 知 <small>く</small>
	三	
	四	

などの如く、一の東韻ヲを以て、オウ、イウの二韻を兼ねる類、音圖中極めて多數なるにて、等位と二百六韻との分別を解すべきなり。但し等位上配記せられたる文字の反切に、一等と二等、三等と四等の下字の同じきものあるなどよりして、等位を異にすとも同音の文字あるが如く考へ、等位の別を疑ふものありと聞けり。これらは茲に論ずる餘地なければ、拙著韻鏡考に詳述したれば、就いて看るべきなり。

さて四等と二百六韻との性質は右の如きものなりと知るときは、切韻編輯當時に於いて、同時に切韻圖の必要ありし理由始めて明かになれりといふべし。そは切韻編輯員必ず謂ひつらむ。既に新たに詩賦等の韻頭を二百六韻と規定せられたり。因て各

韻頭に屬する文字は、口舌上是々の反切の文字なるを知らしめんとて、斯く切韻中に集めぬ。又規定の二百六韻は、各人口舌上實際に發音する平上去入の是々の等位に當れる文字なることを一目して知らるべく、切韻圖を製せりとて一般に示したりしは、即ち七音略、韻鏡等の原圖たる切韻圖などなりしならむ。

右は余が韻鏡等の音圖に對しての意見の大要なり。尙委しくは韻鏡考に就きて見るべし。

第八
アヤ二
エエ二
の分別
音行

さて韻鏡考の成れるより、字音は勿論假名の變遷等の上に於いて、種々なる説明の便宜を得ることゝなれり。中に就き、假名沿革史の研究上に尤も切要なり。そは、我が國假名遣變遷の第一歩たるアヤ二行のエの混用以前に於ける分用の状態を説くに方り、既に混じてより千年に近き今日に於いて、ア行のエとヤ行のエとに其の發音上、如何なる差異ありやを明かにせんには、韻鏡を以て此の二音の位地を示すの外なければなり。そはともあれ、こゝに先づ既に世に有りふれたる古典どもに、此の二音の分別せられたるは、少しく注意して通覽せば足れりといへども、是れらは皆官命を奉じて編述せるものなれば、特に正格に據りて分別せるにても有る可ければ、之を以て直ちに一般普通の

難得^エ衣^ヲ且^シ之^カ可^モ母^得哉^衣
牟^得衣^毛得^亦衣^受不^得
也^未古^衣野^由支^山野^行越^依
志^米令^得左^佐良^履壯^士
月^佐散^良衣^壯士^月

見^彌曳^美要^美曳^民延^延
見^志豆^延曰^下枝^布可^延深^江之^良
延^所知^和周^良延^所忘^毛要^明安^安
要^奴不^肯阿^要奴^不肯^比要^種多^多
延^延多^延左^散彌^太延^延
古^要故^要古^延佐^要太^太
小^枝左^要太^枝延^太枝^左散^要
於^母保^要曰^所思^伎許^要所^聞伎^己
要^所聞^左可^遙榮^左可^延曰^榮佐^佐
可^延榮^左加^延榮^左加^波延^榮
麻^都太^要曰^松田^江伊^里延^入江^麻
都^我延^松江^保里^延堀^江宇^知江^江
須^流打^資久^散展^散比^電

續日本紀

成實論 天長五年點
正倉院御本

續日本後紀

金剛般若經讀述下 嘉祥四年
院御本

大智度論 天安二年點
石山寺藏

地藏十輪經 元慶元年點
正倉院御本

金剛般若經讀述上 仁和元年
東大寺藏

日本現報靈異記

延喜式祝詞

得^ウ國

得^ウ應^除

心得^安隱^得聞^得見^得受

獲^獲

取^取

蝦夷^衣比^比

開^毛延^明

不見^啼柯^目

開^容開^容

距^踰冷^盛

焔^曳

萎^萃

美^緣且^見而^戩比^會米^柯江^比己^己

夜^久波^散彌^木生^夜具^波江^同上^上

若^散若^枝

新撰萬葉

新撰字鏡十二卷本

往許會得

拾衣乃木、榎衣之木、榎衣豆

利、樛衣豆利、林衣乃木、在

衣、扶衣比須久、葛犬衣、柿

衣加佐、木防已神衣比、蟻

衣女虫、蛭衣比、紛衣比、鱒

衣比、蝦夷衣比須、

新撰字鏡三卷本

夕藥衣比須、澤染波衣草

衣比、蝦夷衣比須、

延喜六年日本紀竟晏和歌

衣比、蝦夷衣比須、

見江、見江、聞江、思保江、沼、裳、
江、
塊、古江、阿伯、江手、知、阿古、江、
奈波、江、機、須波、江、也、抄、比古、江、
古波、江、稗、比古、波、江、
奴江、江、加、米、鮎、波、江、
蹴然、豆、萬、已、江、鹽、增、架、江、
距、阿古、江、輓、奈、加、江、乃、波、志、曠、古、江、
太利、鉞、耳、玉、江、良、橈、乃、美、乃、江、
乃、不、江、鵲、奴、江、
幾、裔、奈、麻、志、消、要、多、枝、多、江、奴、
棕、布、奈、江、

本草和名

龍膽衣也美、決明衣比須

芍藥衣比須、鹿藿乃波衣

鴨比衣止、鱒衣比、王除魚

加良衣、蝦衣比、老蹄子衣比

蘇、蘇乃良衣、假

蘇乃良衣一名香薷以奴衣

表中年代明らかなる古典、古經卷中に於いて、エ音を假名にて記せるものを、殆ど網羅せり。尚、序でに、數年來奈良にて蒐集せる古寫經傍訓用假名を一表に列舉し、別に此の篇の附録と爲す。之を前表と合考せば、多少益する所あらん。抑も古典に於いて、ア行のエに衣依をヤ行のイに要遙延の眞假名若くは、エの片假名を用ゐて劃然分別せるを見れば、誰か之を否定するものあらん。されども、斯くのみいひて歎みなんには、忽ち論者ありて謂はんとす。

- (一) 古事記に愛上袁登古袁とある愛は吉男キヲトの吉キの義なれば、ヤ行の音なるを、ア行に屬する愛字にて記せるは混用の證なりといふこと。
- (二) 萬葉十八に也末古衣野由支とありて、越を古衣と記したるは、混用の證なりといふこと。
- (三) 萬葉二十に帶を叡比としたるは、ア行のオの轉じたるものなれば、ア行のエ音なるべきに、ヤ行の叡を用ゐたるは、混用の證なりといふこと。
- (四) 要字は、韻鏡外轉效攝二十六、開、影母第四等に屬してア行のエなるべきに、萬葉に夥多しく、之をヤ行に用ゐたるは、混用の證なりといふこと。
- (五) 鹽字は、韻鏡外轉咸攝四十、開、喻母四等に在りてヤ行エムエムの音なるに、出雲風土記には、蒲荷を鹽味葛と記してヤ行の音なる鹽字を、本草和名などに衣比加都良とあるに違ひたるは、混用の證なりといふこと。
- されども、尙、心を平靜にして、前表を反復熟覽し、而して後次々説くところを讀過せば、一拭して淨面を披くの快を取ることを得ん。
- (一) に於いて、愛上袁登古袁、愛上袁登賣袁の愛を吉男キヲト吉女キメのエの意なりといへるは、是

れ古事記傳の説に據れるものにして、其の説は、吉若くは、善の義は可愛、可美など、相ひ類似せるが上に、偶々書紀の一書に善哉善少男アサニエヤサヲトコヲ、妍可愛少女アサニエヤサトメとあるより、本居翁は、少しも古典に此の二音の分別あるに心着られざりしかば、事も無く爾か釋き去られたり。是れ決して無理ならぬことながら、若し一たび眼を轉じて此の語の外に、確かに、ヤ行の音と知らるゝもの、古事記三十六七、書紀に二十七八、併せて六十餘あるに、一つだにも此の愛字及び他のア行の假名哀埃依等を用ゐたる所なきと、書紀天浮橋のところにも、可愛此云哀天孫崩御のところハ、アサニエヤサに、葬筑紫日向可愛可愛此云埃之山陵とあるが如く、ア行の音なる哀及び埃を以て注したる可愛に當る、此の語に限りて、この愛を用ゐたることに注意せられたらむには、斯ばかりにのみは云はれざりしならん。然るに世には直ちに之を以てアヤ二行のエを混用せる證と爲せるものあるは、少しく雷同の態あるを免かれざるべし。案ふに、縦令、神武天皇の大御歌なる延袁斯麻加牟の延と、此處の愛とは共に吉若くは美、若くは可愛の意にして、同語なることありとも、特に此の處に限りて、呼法に差別あればこそ、斯の如く、異なる假名を用ゐたるならめ。そは、熟と愛上袁古袁登とある愛上を延袁斯麻加牟とある延に比べて見るに、愛上の方は、書紀二十の愛俱流之衛

と同じく、少しく咏嘆の意を含めるを以てなり。されば此の他に^一シヌ吉野若くは、^二絶キ^三滑の類の、全くヤ行の音に愛哀埃依等の假名の使用せられたる例證の多く發見せられざる以上は、決して此の一項を以て、二音混用の證とするに足らざるなり。

(二)に萬葉十八なる也未古衣の衣一字を以て、此の二音混用の證とすれども、今前の衣について見るに、萬葉集中に越といふ語の、假名にて記されたるもの二十五あり。然るに其の中の二十四まで、ヤ行の延要曳江兄等の文字を用ゐたるに、此の一語にのみア行の衣字を用ゐ、又集中百七十餘のヤ行活語の、假名もて記されたるがあれども一もア行の假名を用ゐざるに、此の一語に限り之を以て記されたり。然るに今、唯此の一個の例に違へるものあるを執へて、直ちに混用の證とするは、是れ猶同集の十九に春花乃爾大要盛而とありて、へとあるべき所に、要字を用ゐたる唯一個の例を證として、萬葉には、ハヤ二行の假名を混用せりと謂はんが如し。不通の論と云ばざる可らず。願ふに、僅かに此の一語にのみ此の衣字を用ゐたるは、是れ決して本來のものにあらず。必ず、此の二音混用時代に至りて、偶々寫し誤れるが、其のまゝ、後世に傳はれるものならむ。

(三)萬葉二十なる帶を叙比として詠める歌は、武藏の防人の作なれば方言を其のまゝ、

に記せるものなり。故にエ^一の混用など、いひて、論すべきものにあらず。

(四)要字に就いての疑問に對しては、既に前にいへる韻鏡等位の別を説明せる上にあらざば、ア行の音に當る喉音影母の要が、同じく喩母の延曳と共に、ヤ行^一音に用ゐられたる理由を説明することも、會得することも容易ならず。抑も喉音といふは、他音は喉内より發する聲音の、牙齒舌唇等に強く觸るゝによりて發するものなるを、さばかりに強くは觸れずして、唯、口處、即ち舌本と軟口蓋との間、舌前と前顎との間、上唇と下唇との間に於ける、音路の廣狹細大がアヤワ三行即ち影母と喩^二喩^三の二母との音を爲して、中にもア行の音は總ての音の韻となるものなり。而して、其の影母の一韻の發音點に於ける、舌本と軟口蓋との間の發音の際の廣狹の差によりて、音形を異にし、一等は最大、二等は次大、三等は小、四等は最も細小となす。但し、我が國の假名には、之を分別するものなしといへども、強ひて記さば、

一等ア、二等アエ、三等エ、四等エイ

の如くなるべし。而して、喩^四母に在りては、

一等ワ、二等ワエ、三等エ、

にして、即ちワ行の音なり。其の四等は、一二三等とは、音質を異にして、㊦母即ちヤ行の㊦なり。こは、從來の音圖どもには、製圖上の便宜に随ひ、一二三等の爲めに子母を立つべきに、幸ひ子母の音第四等の字を缺き、㊦母の音は一二三等の字無きにより、一の㊦母にて之を兼、㊦しめたるなり。而もそは右に云へるが如く、第四等は音路狭細なるが爲め、ヤ行の音若くは之に通ぜる頭音の字音より外、發し難ければなり。されば、要字の如く、影母の音ながら、極めて狭細の音路に發するが爲め、殆ど㊦母四等なる遙字と同音に聞き取られたるを以て、斯くは、一、二、三等の文字は皆ア行の假名なれど、四等の文字なるに由りて、ヤ行の假名に用ゐられたるにて、之を以てアヤ二行の混用と見るべきにあらず。是れらにても、當時の字音の等位の分別の正しかりしを知るべきなり。

(五)なる出雲風土記に蒲荷エビカクラの㊦を、㊦字もて記したるは甚だ奇なりと云ふべし。蒲荷は、其の同語原なる蝦夷と共に、前表中並びに、下に擧ぐるものを合して二十四個あるに、悉くア行の假名を用ゐたり。然るに、此の風土記に限り、如斯あるは如何なる故にか。恐くは、萬葉防人の歌の、帯を叙比と記せる例と同じく、當時に於ける方言のまゝに書けるが故なるべし。

以上は、アヤ二行の㊦音分別時代に於いて、人々の筆に任せて書き出でたるものに、自然に分別せられたる實例なれば、毫末の疑も有るまじきなり。さるが上に延喜以上に、此の二音の分別存在せし確證あり。そは當時に於いて習字用に供せられし同じ文字無き四十八字の阿女都千詞といふものありしこと是なり。その詞は、全形にて傳らで、其の名は先づ、宇都保物語に見え、次は順集、次は相模集、次は口遊等に見えたるが、唯、順集に、あめつちの歌四十八首として、其の詞の假名一字づゝ、を每首の上下に置きたるあり。今句首の一字を次を逐ひて集むれば、

あめ、つち、ほし、そら、やまかは、みね、たに、
くも、きり、むろ、こけ、ひと、いぬ、うへ、すゑ、
ゆわ、さる、おふせよ、えのえを、なれゐて。

の四十八字となる、是ぞ未だアヤ二行の㊦音の混ぜられぬ世に、久しく行はれて、既に其の分別は忘れられたる順時代まで、尙、行はれたるなり。乃ち右の如く、同じ文字なき詞に四十八字ありて、同音の㊦が二字なるを以て、能く知らるゝことなり。殊に順の歌に、㊦の㊦にあたる歌は、

えもいはで戀のみまさる心かないつそや岩におふる松のえ
のこりなくおつる泪は露けきをいづらむすびし草村のしの
えもせかて泪の川のはてくやしひて戀しき山はつくまえ

にして、斯くては、阿女都千、詞のえのえの三字は得ノ得に用ゐられ、二つのえ字同音となりて、同じ文字なきといふに合はず。是は奥村氏の説の如く、原文の意を榎ノ枝として、正しくアヤ二行の別とすべきなり。とにかく、順は既にアヤ二行のエの分別を知らざること、を自白せるものといふべし。古言衣延辨著者奥村榮實の事、猶著古言衣延辨補考に述べたり。

右の如く既にアヤ二行のエの分別は、順の如き博識を以て世に聞えたる人にしてすら、失はれたる時代に至るまで遺りたる阿女都千、詞に於いて、分別せられたる榎と枝とが、榎はア行の衣に當り、枝はヤ行の延遙等に當りて、延喜以上の古典、古經卷等と一致するが如きは、此の分別の實際存在せる時のものに非ずば到底見ること能はざる顯象なりといふべし。是れのみならず、製作時代未だ明かならざれども、眞假名五十音圖ありて、其のア行のエは、衣若くは依、ヤ行のエは江なるは、續日本紀以後の歴史、附録とせる古經、卷傍訓用古假名一覽なる假名の原字どもの大體一致せるを見ても、是等の五十音

圖若くは阿女都千、詞などの、習字用として一般に行はれし結果なるべく、思はるゝにつけても、延喜以前にアヤ二行のエの分別せられしことは、確信せざるを得ざるなり。音圖及手習詞歌考合考あれ。

延喜以上の假名に於いて、アヤ二行エ音を分別せる状態大略右に述ぶるが如し。猶少しく、天慶以後二音混用の一二例を舉げて、二音分別の一段を結ばんとす。

今天慶六年の日本紀竟宴和歌を見るに、

多仁野宇仁飛止爾古衣。太留。下略 上略許々呂兒加布都摩袁衣。天、下略 上略微與毛多商勢數。下略 上略多愛奴那利氣利。上略與呂都與賀禰亭衣。都留賀那。上略阿麻能比都幾仁。袁江万散留賀那。上略俱邇散嘉江計流。

右の如く、三つの違例ありて、其の末の一つは、大江維時の作れる歌のうち在り。維時此の時六十に達し、寛平延喜の間に長りし高名の博士なり。然るに其の作中にかゝる違例あるは、此の頃より既に、二音混用の端を發けるにや。さりながら、エ音の語ある歌六首あるが中に、唯三首のみ違へるが上に、此の年に五十四歳なる石山座主淳祐内供奉の如き確かに分別せるあり。そは其の手ら音譯せる大悉曇章を見るに、エ音のア行

なるには、必ず衣を用ひ、ヤ行なるには、江を用ひたること左の如く、

江迷 髪は是尹 返衣是尹

由元 返夜坐 返アミ坐

返と尹ア衣と尹 返にてへ尹

みやよ まアヒ 返夜婆

此の書は一大卷子本にして、卷中、アヤ二行にかゝれるもの甚だ多しといへども、悉く江衣を以て書き別かてり。今悉く擧ぐるに堪へず。

此の外天曆五年に石山内供奉に侍して授かりし由の奥書ある蘇悉地羯羅經略疏に、補桃菓の左傍に衣オホキナルとあり。是らにて推せば、此の時代に於いては、悉曇章の如き音を正しくする必要あるものは、勿論苟且の訓點にも、此の二音を分別せるもの、如し。然るに、淳祐より六歳の長者なる維時にして、上の如き違例あるは、甚だ疑ふべし。今の世に流布せる竟宴和歌は契冲阿闍黎が鎌倉中書王の眞蹟と傳ふる熊本本妙寺の藏本を寫して、今井似閑に與へしもの、由なれど、或は其の本は、天慶の原本のまゝならで、

二音混用時代の誤寫の本なりしやも知るべからず。然れども猶再考するとき、全く混用せる證ある天祿を去ること三十年の前に於いては、斯の如き程度を以て混用せしことは、寧ろ自然の順序として許すべきなり。既に天慶より三十年前なる元慶點地藏十輪經正倉院御本にすら、ヤ行のノとワ行のエと混用せるものあるをや。とにかく、此の年代の徵證の多く出でざる間は、現在の事實の示すが如く、半ばは推測を加へて、天慶より天曆若くは天祿の間は、二音分用より混用に至る過渡の時代にして、之を分別する人と混用せるものと共存せりと見ば大過なかるべきなり。

かくて、此の二音を全く混用するに至れる時期は如何にといふに、先づ衣延辨に混用せりといへる和名鈔を取り、其の混用の程度を検するに、左の如し。

○は古音 ●は轉音

- 疫衣夜美 三衣匣佐元江乃 瘼臥乎江布 鳴柄加毛江 轅奈加江 爐毛江久 角布江 犂乃江 秘
- 乎乃、衣 竹刀阿乎比江 横笛與古不江 曩衣香衣比 荏乃良江 番業以奴江 稗比衣 昆布衣比須
- 檀衣乃木 藥比古波衣 以上大略

和名鈔中、エ音ある語數三十九ある中、例に違へるもの、僅かに五六個に過ぎずして、殆

と混用時代のものとも思はれず。されども、順の阿女都千、歌によりて、それが時代に於いては、既に既に二音の分別無かりしを證せられ、爾かのみならず、其の弟子源、爲憲が口遊に見えたる、大爲爾の歌に

大爲爾伊天、奈徒武和禮遠曾、支美女須土、安佐利因、比由久也末之呂乃、宇知惠倍留古良、毛波保世與、衣不彌加計奴。謂之借名文字

今案世俗誦阿女都千保之曾、里女、之訛說也。此誦爲勝。

とありて、四十八字の阿女都千、詞を里女の訛說なりと斥けて、四十七字なる此の歌を誦すべきことを教へたり。之によりて、此の頃、全く二音の別を失へることを證して餘ありといふべし。然るに猶、和名鈔の違例少きは、一は其の引用せる書類の二音分別時代に成れるもの多きにより、一は順の如きは分別正しかりし淳祐等の如き人々と世を同じくせしかば、自然違例稀なりしなるべし。猶此の頃より後のもの、混用のさまは、如何にといふに、永觀中に成れる醫心方、長保四年訓點、法華義疏以下の古經訓點、竝に本願寺歌仙色紙の類のものは、總て其の分別なく、之れに用ゐたる片假名の如きも、エの一字となれるなどにて之を證すべし。

以上の事實に據りて概言すれば、アヤ二行の眞の混用は、延喜以前には絶えて無く、天慶前後より寢く混用し、天曆の末までに全く混用すること、なれるものと推定せば、大なる過無かるべきなり。

第九伊呂波
空海の作は
非らず

さて右の如く、延喜以上に於いては、アヤ二行のエを分別せりとなるときは、空海は弘仁承和の間の人なれば、全く此の二音分別時代に在り。而るに世に空海の作なりと云ひ傳へたる伊呂波歌は、字數四十七にして、ア行のヲを缺きたるは、疑ふ可きにあらずや。今源、爲憲が四十八字にしてエ音の二つある阿女都千、詞を斥けて、いと拙き大爲爾、歌を以て之に替へんとするが如き、若し當時空海の作れりといふ伊呂波歌にして有りたらんには、其の必要更にあるまじきなり。されども、かく大爲爾の歌を作れるものは、當時未だ伊呂波歌の如きもの、無かりしを知る可し。然らば、伊呂波歌は、此の時より尙下れるものなるは明かなれば、伊呂波歌は、空海の作ならざること斷じて疑なしとす。委し音圖及手習詞歌考を往見すべし。

篇初より此處に至るまで述べ來るところによりて、古へより用ゐ來れる假名の中、周代以上の古音と同じきもの、少からざること、既に前漢以上の押韻と着々一致せる

第十川音等
漢吳音の
漢行假の
名呼の
由に呼の
理行假の

は、毫末の疑も無しと確信するところなるが、夫れらは唯、押韻の状態に限りて、未だ一も頭音に及ばざりき。仍て今より、曾て前に挙げたる韻鏡齒音に在りて、漢吳音サ行の音にしてタ行の音に用ゐらるゝ、止修川等に就きて一言せんとす。而して先づ、漢吳音にては、齒音センなる川字の、我が國の假名にツと呼べるゝに對し、從來、國語學者の説に種々ありて、一定せざりしことは、既に假名源流考に列擧せるところ有れば、之に譲りて、直ちに編者の考へしところのみを概略に云はんは、元來假名につきて説を爲せる人々の間には、間と韻鏡を云々せるも有りつれど、未だ曾て詩易等の周代以上の古韻及び説文などに依りて漢字の成立を研究する上に注意せるもの無かりしが爲め、總べての字音より成れる假名にして、漢吳音以外のものに到れば、往々にして臆説を逞しくして、自ら省みざるを常としたりき。抑も川字は、詩經、大雅雲漢四章に、

早既大甚、滌々山川、
早魃爲虐、如悒如焚、
我心憚暑、憂心如熏、
群公先正、則不我聞、
吳天上帝、寧俾我遯、

とあるを見るに、川字は韻鏡内轉臻攝二十の焚、熏、開と同攝十八轉の遯と一韻を爲し、同

聲母の順は、鄭風、女曰鷄鳴二章、第四第五の二句末に、

知子之順之、
維佩以問之、

問と韻し、大雅、抑第二章に、

無競維人、四方其訓之、
有覺德行、四國順之、

訓順相ひ韻す。尙ほ説文に、

訓从言川聲 順从頁川聲 巡从辵川聲 軌从車川聲 馴从馬川聲 鈞从金川聲
許遵切 食問切 詳遵切 軌倫切 詳遵切 鈞尺絹切

とあるが如く、川の聲とあるは、唐代の切音には、イエンの韻と爲し、共に韻鏡臻攝第十轉に屬せり。而して、總べて詩易等の古音は、其の聲母によりて韻を爲し、同聲母の文字は同韻となつて、頭音の異同に拘らず、仍て川字は漢音セン、齒音、三等穿母の音なり。されば、清、錢大昕が養新録に

古音無舌頭舌上之分、知徹澄三母、以今音讀之、與照穿牀無別也、求之古音、則與端透定無異、

の如く、古音には舌頭、舌上の分なしといへるは、舌上音なる直敕をトクと呼び、敕をトンと呼ぶ類ひをいひ、照穿牀と端透定と異なる無しといふは、照母の止をトといひ、穿母の

修をタ、川をツといふことなるは明らかなり。とにかく之に従へば、川字の頭音はタ行の音となるを以て、其の古韻ウマと合呼すれば、正にツマとなるべきなり。而して此の呼法の誤ならざること、前に挙げたる大雅雲漢の句末の韻字を連呼すれば、川焚熏聞、遯、誦みてツマ、ブマ、クマ、ブマ、ツマとなり、聲調頗る佳なること、到底漢音にて、セン、フン、クン、ブン、トンと呼び、吳音にてセン、ホン、クン、モン、トンと呼ぶ比にあらざるにても、川字をツと呼ぶは、宜移をガヤと呼ぶと同じく、周代の古音なりと斷すども、誣言に非ずといふべきなり。

かくの如く、既に川字は穿母の音なるによりて、古音は舌音なりしと知らるゝ以上は、同じく穿母の音なる修字は勿論照母の音なる止至の舌音なりしは、今も致社^のタ行の音なるにても明かなれば、茲には別に説かざるべし。

茲に一言したきは、今右に挙げたる川字訓字等の注下に反切を示したるが、それを所縁として、支那に於ける反切の起原を説くことは是なり。抑も反切は文字に對しては最も重要なものにして、隨て韻鏡と共に假名の研究には須臾も離る可からざるものと爲す。而して、支那に於いて其の起原を云ふときは、必ず魏、孫炎を稱するを常とす。是

第十一
反切の始
は魏孫炎
に非らず

れ顏氏家訓北齊類に、

孫叔言創爾雅音義是漢末人獨知反語至於魏世此事大行云々。

とあるを初として、唐宋以後歷代の儒家皆之を唱へて今日に至れり。然るに經典釋文に見えたる周易、尚書、毛詩、爾雅等の音義に鄭玄、孔安國、李軌等及び説文の反切を見る少からず。されど注解傳述人の尚書の末に、是等の音を以て漢人不作音後人所託と有るに、さることもやと思へるに、悉曇藏に引ける韻詮に、

反音例云服虔始作反音亦不詰定云々。

などあるを見れば、漢末にして既に反切ありしといふ説無きにしもあらず。さては、鄭玄、孔安國等の反切も無下に後人の所託とのみ思ひ棄つべきに非らずと爲し、聊か漢人不作音の説に疑を存したりき。然るに近時清人曾國藩が、印行せる唐寫本説文木部殘缺、並びに、故平子尙が汲古留眞に收めたる舊本説文口部の殘片を見るに、共に反切有るより、之を集蒐したらんには、得るところありもやせんと、何や彼や打ち漁り居る間に、圖らず、李賢注後漢書帝紀に、

孝和皇帝、韓肇諡法曰文剛不柔曰和。伏侯、許慎、竝漢時人而帝諱不同、蓋應別有所據。

と見えたる説文肇字の音是なり。是に於いて種々考索するに、後漢時代に説文音ありて、肇字を大可反と注せることは確實、復動かすべからず。是に於いてか、久しく反切の始を以て魏、孫炎と爲し來れる唐宋以後の碩學鴻儒の確信も、一朝にして、東洋に於ける而も余が如き老學究の爲めに打破らる、亦一奇といふ可し。

上來述ぶるところによりて、我が國の假名に、支那周代以上の古音と一致せるもの有ることを知るべく、延喜以前には、國語構成の音數四十八ありて、ア行のエ衣とヤ行のイ延とがありて、一般に之を分別せることを知るべく、韻鏡なる内外轉の別と、四等の別の意義を解すべく、漢吳音にて、サ行の音なる止川等の文字の假名となりては、タ行の音に呼ばる、理由を會得すべく、伊呂波歌の空海の作といふこと、反切の始を魏、孫炎とすることの並びに誤傳なることを覺り得べきなり。斯の如く、從來不明なりし諸項の稍明かになれるより、少くとも假名そのもの、成り立ち、假名遣即ち歴史的沿革の狀態、爾く沿革せる理由等、一々實例によりて極めて疎漏ながらも稍説明することを得べく、なれるものは、淺學の身に取りては實に勿怪の幸ひなりといふべし。茲に擧げたるは、概略若くは其の一端に過ぎざれば、尙全體の詳細ならんことは拙著假名源流考、周代古音

考、音圖及手習歌詞考並びに韻鏡考を一讀せんことを切に希望するものなり。

附 言

本書ハ大正十二年十一月學位請求論文トシテ京都大學ニ提出シ、同時ニ財團法人啓明會ヘ報告セシモノニシテ、此度印刷成レルヲ以テ、之ヲ世ニ公ニスル所ナリ。是レ元ト、余ガ多年研究セル假名ニ關セル論說ノ大要ヲ摘記セルモノニ係ル。故ニ其ノ論說ノ完全ナルモノニアラズ。若シ讀者ニシテ其ノ說ヲ詳カニ知ラント欲セバ、須ク從來余ノ假名ニ關スル著書ヲ通讀センコトヲ要ス。抑モ其ノ書類ノ既ニ世ニ公ニセラレタルモノハ、明治四十一年中帝國學士院ニ開版セラレタル假名遣及假名字體沿革史料ヲ初メトシ、假名通考ノ一部トナス。而モ之ヲ著作ノ初ニ於テ豫定セル編目ハ左ノ如クナリキ。

内 編

- 第一篇 假名源流考
- 第二篇 假名字體沿革考
- 第三篇 國語假名字體沿革考

第四篇 字音假名遣沿革考
第五篇 音圖及手習詞歌考

外編

第一篇 周代古音考
第二篇 漢吳音考
第三篇 韻鏡考

然ルニ今日マデニ世ニ公ニセラレタルモノ、内編中假名源流考、音圖及手習詞歌考ノ二篇、外編中周代古音考、韻鏡考ノ二篇ニ過ギズシテ、其ノ他ハ未ダ稿成リテ印刷セザルモノ、論說ノ據證實例ノ集聚中ノモノ、其ノ集聚シテ印刷ニ附シタルモノハ奈良朝ニ書寫セル誠實論古點、地藏十輪經古點、願經四分律古點有ルニ過ギズ。而モ淨寫既ニアリテ未ダ印刷ニ至ラザルモノ大略左ノ如シ。

官本唐寫四分律古點、同阿毗達摩雜集古點、同景雲寫華嚴經古點、同央掘魔羅經古點、同善薩善戒經古點、同金剛般若讚述^{嘉祥}下點、西大寺本金光明最勝王經古點、官本誠實論^{天長}點、同唐寫說无垢經古點、同大智度論古點、同華嚴經探玄記古點、東大寺本金剛般若經讚述卷上古點、官本十住毗婆娑論序品第一古點、同中觀論古點

等其ノ他數部アリ。是等ノ古書古經卷ノ搜索研究ニ關シテハ永ク恩ヲ記セザルヲ得ザルモノハ財團法人啓明會ニ負フトコロ多キコト是ナリ。抑モ余ガ此ノ研究事業ノ前途ニ對シ、曾テ文學博士上田萬年文學博士澤柳政太郎兩氏ニ恂ル所アリシニ、啓明會ノ補助ニ依頼シテ可ナラントアルニ隨ヒテ即チ其ノ補助ヲ受クルコトトハナレナリ。是レ余ガ此ノ研究ノ不十分ナガラモ、稍取ルニ足ルモノアルハ同會ノ補助ノ然ラシムルトコロ最モ多シトナス。然ルニ余年齒已ニ七十七、老羸日々ニ加ハリ、遺憾ナガラ此ノ研究ヲ完クスルコト能ハズ。仍テ此ノ研究ノ全部ヲ擧ゲテ、久シク奈良ニ在リテ余ガ研究ノ成行ヲ知悉セル文學士春日政治氏ニ依托スルコトトハ爲セルナリ。今ヤ本書ヲ校合スルニ方リ聊カ是ニ附言スト云爾。

大正十五年七月十三日

文學博士 大 矢 透

附 錄

本會設立年月日

大正七年八月八日

本會寄附行爲

第一章 總 則

第一條 男爵牧野伸顯平山成信ハ赤星鐵馬ノ寄附ニ係ル金壹百萬圓ヲ以テ財團法人ヲ設立ス

第二條 本財團法人ハ啓明會ト稱ス

第三條 本會ハ公益ニ資スル爲メ左ノ事業ヲ行フヲ以テ目的トス

- 一 特殊ノ研究、調査、著作ヲ助成シ及發明發見ヲ獎勵スルコト
- 一 必要ニ依リ本會自カラ専門家ニ依頼シテ前項ノ事業ヲ爲スコト

一 外國ニ於ケル同種ノ事業ヲ紹介シ又ハ著作ヲ反譯スルコト
 一 本會ノ目的遂行ノ爲メ必要ナル講演ヲ開キ又ハ出版ヲ爲スコト
 第四條 本會ノ事務所ハ之ヲ東京市麴町區永樂町一丁目一番地ニ置ク
 第五條 本會ノ事業年度ハ毎年一月一日ヲ以テ始マリ十二月三十一日ヲ以テ終ル但
 初年度ハ本會設立ノ日ヲ以テ始マル
 第六條 本會附行爲ノ條款ハ評議員會ノ決議ヲ經且主務大臣ノ認可ヲ受ケテ之ヲ變
 更スルコトヲ得

第二章 役員

第七條 本會ニ左ノ役員ヲ置ク
 一 理事長 一名
 一 理事 五名
 一 評議員 十五名
 内一名ヲ常務理事トス

第八條 理事長及理事ハ評議員會ノ決議ヲ以テ評議員中ヨリ之ヲ推薦ス但本會設立
 ノ際ハ寄附者之ヲ推薦ス
 理事長ハ本會ヲ代表シ理事會及評議員會ノ議長ト爲ル
 理事ハ會務ヲ掌理ス
 第九條 初度ノ評議員ハ寄附者之ヲ推薦シ缺員ヲ生ジタルトキハ評議員會ノ決議ヲ
 以テ其補缺ヲ爲ス
 評議員ハ重要ナル會務ヲ審議ス
 第十條 理事長及理事ノ任期ハ三年トス但重任ヲ妨ケス
 第十一條 本會ニ必要ナル事務員以下ハ理事長之ヲ任免ス

第三章 顧問及委員

第十二條 本會ニ顧問若干名ヲ置ク
 顧問ハ評議員會ノ決議ヲ以テ之ヲ推薦ス但本會設立ノ際ハ寄附者之ヲ推薦ス
 第十三條 顧問ハ本會ノ諮問ニ應シ且隨時理事會及評議員會ニ出席シテ意見ヲ開陳

ス

第十四條 本會ハ必要ニ應ジ各種ノ委員ヲ置ク
委員ハ理事長之ヲ囑託ス

四

第四章 會議

第十五條 會議ヲ分チテ理事會及評議員會トス

第十六條 理事會ハ理事長隨時之ヲ召集ス

第十七條 理事會ノ議事ハ出席者ノ過半數ヲ以テ之ヲ決シ可否同數ナルトキハ議長
ノ表決ヲ以テ之ヲ決ス

第十八條 評議員會ハ通常及臨時トス

通常評議員會ハ毎年十二月及三月ヲ以テ理事長之ヲ召集シ本會ノ豫算及決算ヲ議
定ス

臨時評議員會ハ理事長必要ニ應シ之ヲ召集ス

評議員五名以上ヨリ會議ノ目的タル事項ヲ示シテ請求スルトキハ臨時會ヲ召集ス

ルコトヲ要ス

第十九條 左ノ事項ハ評議員會ノ議ニ付スルヲ要ス

一 寄附行為ノ變更

一 本會諸規則ノ制定變更

一 本會ニ於テ施行スヘキ事業ノ決定

一 理事長理事及顧問ノ推薦

一 資産管理ノ方法

一 其他理事會ニ於テ評議員會ノ決議ヲ要スト認メタル事項

第二十條 評議員會ノ議事ハ出席者ノ過半數ヲ以テ之ヲ決シ可否同數ナルトキハ議
長ノ表決ヲ以テ之ヲ決ス但左ノ場合ニ於テハ評議員三分ノ二以上ノ出席アリ且出
席者三分ノ二以上ノ同意ヲ得ルコトヲ要ス

一 寄附行為ノ變更

一 不動産ノ買入

一 理事長及理事ノ推薦

五

第五章 資 産

第二十一條 本會ノ資産ハ左ニ掲クルモノヲ以テ之ヲ組成ス

一 寄附財産金壹百萬圓

一 本會ノ事業又ハ財産ヨリ生スル收益

一 其他本會ニ於テ取得スル財産

第二十二條 本會ノ財産ハ國債證券又ハ確實ナル有價證券ヲ買入レ若クハ郵便官署又ハ確實ナル銀行ニ預ケ入ルルモノトス但特別ノ事情アル場合ニハ評議員會ノ決議ヲ經テ不動産ヲ買入ルルコトヲ得

第六章 會 計

第二十三條 本會ノ收支ハ每事業年度ノ末日ヲ以テ之ヲ決算ス

第二十四條 本會ハ事業年度毎ニ財産目錄貸借對照表及事業報告書ヲ作り決算ト共ニ評議員會ニ提出スヘシ

本會職員名簿

(イロハ順)

顧問

伯爵 牧野伸顯

理事長

男爵 平山成信

常務理事

鶴見左吉雄

理事

串田萬藏

山之内一次

松浦鎮次郎

小松謙次郎

評議員

八

農學博士	新渡戸	稻造	工學博士	子爵	大河内	正敏	工學博士	大久保	利武	理學博士	高松	豐吉	鶴見	左吉	雄	長岡	半太郎	申田	萬藏	山之内	一次	松浦	鎮次郎	小松	謙次郎	古在	由直	澤柳	政太郎	文學博士	農學博士
------	-----	----	------	----	-----	----	------	-----	----	------	----	----	----	----	---	----	-----	----	----	-----	----	----	-----	----	-----	----	----	----	-----	------	------

委員

九

醫學博士	櫻井	錠二	醫學博士	三宅	秀	男爵	平山	成信	文學博士	芳賀	矢一	工學博士	鳳	秀太郎	工學博士	塚本	靖	工學博士	男爵	斯波	忠三郎
------	----	----	------	----	---	----	----	----	------	----	----	------	---	-----	------	----	---	------	----	----	-----

14.5
145

大正十五年八月十九日印刷
大正十五年八月廿三日發行

編纂兼發行者

東京市麹町區永樂町一丁目一番地

財團法人啓明會

右代表者 笠森傳繁

東京市日本橋區兜町二番地
堀口新一郎

東京市日本橋區兜町二番地
東京印刷株式會社

印刷者

印刷所

發行所

財團法人啓明會事務所
東京市麹町區永樂町一丁目一番地東京海上
ビルディング五階五四六號(電話半込五一二六番)

終

